

(目的)

**第1条** この要綱は、町民の安全で安心な暮らしを確保し、良好で快適な住環境の維持並びに土地の利活用の促進を図るため、町内に存する老朽危険空家等の解体除却を行う者に対し、予算の範囲内で佐々町老朽危険空家等解体除却支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、佐々町補助金等交付規則（平成元年佐々町規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 居住その他の使用がなされていないことが常態化している建築物をいう。
- (2) 老朽危険空家等 前号に該当する建築物のうち、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等またはこれに相当すると認められる空家等をいう。
- (3) 所有者等 空家等の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産課税台帳）に所有権を有する者として登録されている個人またはその相続人をいう。

(補助対象者)

**第3条** この要綱に基づく補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 老朽危険空家等の所有者等
- (2) 老朽危険空家等の存する土地の所有者等（当該老朽危険空家等の所有者等から解体除却についての同意を得た者に限る。）
- (3) 公的機関が発行した書類により、不在者財産管理人、成年後見人等の補助対象建物を処分する権限を有する者であると認められる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としな

- (1) 補助の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）が共有名義である場合に、当該名義人の全員から解体除却についての同意を得ていない者
- (2) 補助対象空家等の相続人が複数人である場合に、当該相続人の全員から解体除却についての同意を得ていない者
- (3) 町税等の滞納がある者

- (4) 佐々町暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者

（補助対象空家等）

**第4条** 補助対象空家等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に存する老朽危険空家等で過去にその過半が居住の用に供されていたもので個人が所有権を有するもの
- (2) 所有権以外の権利が設定されていないもの
- (3) 補助金の交付決定日以降に着手するもの
- (4) 公共事業による移転等の補償対象でないもの
- (5) 他の制度等による補助等を受けるものでないもの
- (6) 住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）別表第1において、(い)欄に掲げる評定区分のニの構造の腐敗又は破損の程度における合計評点が100点以上であると測定される建物

（補助対象工事）

**第5条** 補助の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当する工事とし建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項に規定する登録を受けた者に請け負わせる除却工事とする。

- (1) 補助対象空家等の全部を解体除却する工事（補助対象空家等以外の構築物（門又は塀等）及び家財道具を除去する工事は除く）
- (2) 町内に本社又は支店・営業所等を有する法人又は町内に住所を有する個人が施工する工事
- (3) 申請年度の11月30日までに第9条に規定する補助金交付申請書の提出があり、翌年の1月31日までに工事が完了し、第14条に規定する工事完了報告書の提出が可能であること

（補助対象経費）

**第6条** 補助金の交付の対象経費（消費税及び地方消費税を除く額をいう。以下「補助対象経費」という。）は、住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整初第14号）第4-4-(1)の規定に基づき、補助対象建築物の除却工事費用に10分の8を乗じて得た額とし、国土交通大臣が定める標準建設費のうちの除却工事費を上限とする。

2 前項に規定する国土交通大臣が定める標準建設費は、補助金の交付の決定をした際における標

準建設費を適用するものとする。

(補助金の額)

**第7条** 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1に相当する額とし、60万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(事前調査)

**第8条** 補助金の交付を受けようとする者は、その所有又は管理する空家等が補助対象物件に該当するか否かについて、事前に調査を受けなければならない。

2 前項に規定する事前調査を受けようとする者（以下「事前申請者」という。）は、事前調査申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、書類の提出に期間を要する等特別な事情がある場合は、現地確認を含む実態調査を先行して受けることができる。

(1) 補助金の交付を受けようとする空家等の位置図及び現況写真

(2) 補助金の交付を受けようとする空家等の建物登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産税評価証明書若しくは固定資産税納税通知書の写し等所有者として記録されているもの）

(3) その他町長が必要と認める書類

3 町長は前項の申請があったときは、現地確認を含む実態調査及び内容審査を行い、補助対象物件に該当するか否かを判定し、事前調査結果通知書（様式第2号）により事前申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

**第9条** 前条の規定により補助対象空家等と判定を受けた者で補助金の交付を受けようとする者（以下、「補助申請者」という。）は、工事の着手前に補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 補助申請者の印鑑登録証明書

(2) 第2条第1項第3号の所有者等が2人以上ある場合は、全員分の当該空家等の除去についての同意書（様式第10号）及び印鑑登録証明書

(3) 紛争等が生じた場合の誓約書（様式第11号）

(4) 解体除却工事費用見積書の写し（明細内訳が分かるもの）

(5) 納税証明書（町税に滞納がないことを証する証明書）

(6) 佐々町暴力団排除条例第2条関係誓約書（様式第12号）

(7) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

**第10条** 町長は、前条の規定による申請があったときは、申請書類の審査及び必要な調査を行い、補助金の交付が適当であると認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により補助申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

**第11条** 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第9条の申請内容に変更があったときは、速やかに補助金変更交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 見積書又は請求書等の写し（金額が変更になる場合に限る。）

(2) その他町長が必要と認める書類

(変更交付の決定)

**第12条** 町長は、前条の規定による申請があったときは、申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、変更後の内容が適当であると認めたときは、補助金の変更交付を決定し、交付決定者に通知するものとする。

2 前項の規定による変更交付の決定通知については、第10条の規定を準用する。

(工事の中止)

**第13条** 交付決定者は、第10条の交付決定又は前条の変更交付決定を受けた工事を中止するときは、速やかに補助金対象工事中止届出書（様式第6号）に補助金交付決定通知書又は補助金変更交付決定通知書（原本）を添えて、町長に提出しなければならない。

(完了の報告)

**第14条** 交付決定者は、工事が完了したときは、速やかに補助金対象工事完了報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付決定通知書（変更決定があった場合には、補助金変更交付決定通知書）の写し

(2) 解体除却工事請負契約書の写し

(3) 工事費の領収書の写し又は支払が確認できる書類の写し

(4) 工事中及び完了後の写真

(5) 解体工事にかかる廃棄物に関する処分証明書等の写し

(6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

**第15条** 町長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、報告内容がこの要綱の規定に適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

**第16条** 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（様式第9号）により町長に補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項の補助金交付請求書に基づき、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

**第17条** 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定取消通知書（返還請求書）（様式第13号）により補助金の交付決定を取り消し、補助金の一部又は全部の返還を命じることができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） この要綱の規定に違反したとき。
- （4） 定められた期限までに書類を提出しなかったとき。

（その他）

**第18条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

#### 附 則（令和3年3月10日要綱第6号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和4年3月31日要綱第18号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。